

○佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱

平成30年9月26日 告示第181号

最終改正

令和2年3月5日 告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止することを目的として、道路等に面した危険ブロック塀等の除却を行う所有者等に対して予算の範囲内において佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 一般の交通の用に供されている道として市長が認めるものをいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀（フェンスその他これに類するものと混用されたものを含む。）及び門柱をいう。
- (3) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当し、災害時に倒壊のおそれがある道路等に面するブロック塀等であると認められるものをいう。

ア 次のいずれにも該当していないもの

- (ア) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第51条第1項ただし書の規定により令第61条の規定が適用されないブロック塀等
- (イ) 令第61条の規定に適合するブロック塀等
- (ウ) 令第62条の8の規定に適合するブロック塀等

イ 欠け、脱落、ひび割れ、傾き、中折れ等が認められるもの

- (4) 所有者等 危険ブロック塀等の所有者（以下単に「所有者」という。）又は所有者から危険ブロック塀等の除却について委任を受けた者（以下「受任者」という。）をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす危険ブロック塀等を除却する工事とする。

- (1) 個人の所有するものであること。
- (2) 高さが1メートル以上であること。
- (3) 同一敷地内において、この告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 公共工事等による補償の対象となっていないこと。
- (5) この告示による補助金に類する補助等を受けていないこと。

2 補助対象工事は、同一敷地内における危険ブロック塀等の基礎以外の部分を全て除却することを原則とする。ただし、次の各号に掲げる危険ブロック塀等については、当該各号に定める工事内容としなければならない。

- (1) 基礎が老朽化等により不健全であるもの 地盤面から上部は、全て除却すること。
- (2) 道路等の中にあるもの 道路等の地盤面から上部は、全て除却すること。
- (3) 擁壁の上にあるもの 擁壁以外の部分は、全て除却すること。
- (4) 道路等と敷地の地盤面とに段差があるもの 基礎以外の部分は、全て除去すること。ただし、当該段差が50センチメートル以内かつ当該段差部分の構造が健全で土圧を負担することが可能な場合に限り、当該段差部分を残すことができるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる所有者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する暴力団関係者（以下単に「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (3) 危険ブロック塀等の除却について、法令等の規定による命令を受けてないこと。
- (4) 当該工事完了後、新たなブロック塀等を築造する場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項の規定に適合させること又は令第51条第1項ただし書の規定により令第61条の規定が適用されないブロック塀等とすること若しくは令第61条若しくは第62条の8の規定に適合させることを遵守する旨を誓約する者であること。

2 補助金の交付を受けることのできる所有者等（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団関係者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とし、危険ブロック塀等の長さ（その値に10センチメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値）に1メートル当たり1万円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、10万円を限度とする。

(事前調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付の申請をする前に、事前調査申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込み、危険ブロック塀等に該当するか否かの調査を受けなければならない。

- (1) 所有者等であることを証する書類

(2) ブロック塀等の位置を明示した付近見取図

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、現地調査等の事前調査を行い、事前調査結果通知書（様式第2号）により当該申込者に結果を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第2項に規定する事前調査において危険ブロック塀等に該当する旨の結果の通知を受けた補助対象者は、補助対象工事に着手する前に、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 所有者及び受任者の市税完納証明書

(2) 当該工事に要する費用の見積書の写し

(3) 危険ブロック塀等の位置を明示した付近見取図

(4) 当該工事の内容を示す配置図及びその他の図面

(5) 当該工事を施工する危険ブロック塀等の施工前の写真及びこれらの撮影方向を記載した概略平面図（前号の図面に記載した場合は、これに代えることができるものとする。）

(6) 所有者及び受任者の暴力団関係者でない旨の誓約書

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）又は佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更申請）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ佐伯市ブロック塀等除却支援事業変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。この場合において、補助事業者は、当該申請書に交付決定通知書及び第7条各号に規定する書類のうち当該変更申請に係る書類を添付しなければならない。

2 前条の規定は、前項前段の規定により補助事業者が補助事業の変更の申請をした場合について準用する。

（補助事業の取りやめ）

第10条 補助事業者は、補助対象工事を取りやめようとするときは、あらかじめ佐伯市ブロック塀等除却支援事業取りやめ届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。この場合において、当該補助対象工事に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（完了報告）

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに佐伯市ブロック塀等除却支援事業完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の1月31日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 当該工事に要した費用の領収書の写し
- (2) 当該工事の実施箇所の写真（施工状況及び工事完了の確認ができるもの）及び工事完了後の危険ブロック塀等全体の除却状況が分かる写真並びにこれらの撮影方向を記載した概略平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金の額の確定通知書（様式第9号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。
（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。
（補助金の交付）

第14条 この補助金は、精算払いの方法により交付する。
（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長

印

事前調査結果通知書

年 月 日付で申込みのあった事前調査の結果について、佐伯市ブロック
塀等除却支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

ブロック塀等の 所在地	佐伯市	
佐伯市ブロック 塀等除却支援事 業補助金交付要 綱第2条第3号 に規定する危険 ブロック塀等の 該当・非該当の別	<input type="checkbox"/> 該当する。	除却を必要とする範囲
	<input type="checkbox"/> 該当しない。	該当しない理由
備考		

当該地においてブロック塀等を新たに築造する場合は、建築基準法第 44 条第 1 項の規定に適合させること又は建築基準法施行令第 51 条第 1 項ただし書の規定により令第 61 条の規定が適用されないブロック塀等とすること若しくは同令第 61 条若しくは第 62 条の 8 の規定に適合させることを遵守する旨を誓約します。

所有者 住所

氏名

様式第4号（第8条、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長

印

佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付で（変更）申請があった佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金については、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定（第9条第2項の規定により準用する場合を含む。）により、下記のとおり（変更）交付の決定をしたので通知します。

記

交付決定額	(円) 円
条件	

※ 上段の括弧書きが変更前、下段が変更後を示す。

部 課 係
担当者
電話番号

様式第5号（第8条、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長

印

佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で（変更）申請があった佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金については、下記の理由により交付の決定ができませんので、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定（第9条第2項の規定により準用する場合を含む。）により通知します。

記

交付決定できない理由	
------------	--

部 課 係
担当者
電話番号

様式第6号（第9条関係）

佐伯市ブロック塀等除却支援事業変更申請書

年 月 日

佐伯市長 様

住所
補助事業者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた佐伯市ブロック塀等除却支援事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

変更の内容	
変更の理由	

様式第7号（第10条関係）

佐伯市ブロック塀等除却支援事業取りやめ届

年 月 日

佐伯市長 様

住所
補助事業者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた佐伯市ブロック塀等除却支援事業について、下記により取りやめたいので、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

危険ブロック塀等の所在地	佐伯市
取りやめの理由	

様式第8号（第11条関係）

佐伯市ブロック塀等除却支援事業完了報告書

年 月 日

佐伯市長 様

住所
補助事業者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた佐伯市ブロック塀等除却支援事業について、下記のとおり完了したので、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

危険ブロック塀等の概要	所在地	佐伯市		
	長さ	m		
工事費(実績)	円(税込)		補助対象工事費(実績)	円(税込)
工事着工日	年 月 日		工事完了日	年 月 日

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

佐伯市長

印

佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金の交付について、下記のとおり額を確定したので、佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
交付確定額	円

部 課 係
担当者
電話番号

様式第 10 号 (第 13 条関係)

佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付請求書

年 月 日

佐伯市長 様

住所
請求者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった佐伯市
ブロック塀等除却支援事業補助金 円を交付されるよう、佐伯市ブロック塀
等除却支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により請求します。

振込先

振 込 金 融 機 関	金融機関名		店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	口座番号			
	口座名義人	(フリガナ) 氏名		